

令和 8 年 3 月 10 日

企業・団体採用ご担当者 各位

副学長（教育担当）
田名部 元成

就職活動における後付け推薦への対応について

自由応募型の採用選考において、内(々)定と引換えに大学あるいは大学教員等からの推薦状（いわゆる「後付け推薦」）の提出を求められる事例が見受けられます。

このことは、就職問題懇談会の「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」において、学生の職業選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為の一例として挙げられており、厳に慎むよう要請されているところです。

以上を踏まえ、本学では、後付け推薦に係る推薦状は発行しないこととしていますので、本学学生に対して推薦状の提出を要請されないようお願い申し上げます。

【参考】

令和 8 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）

https://www.mext.go.jp/content/20250507-mxt_gakushi01-000042271_2.pdf